

業務規程の変更

旧条文を新条文に変更する。

新 条 文	旧 条 文
<p>(営業日、休業日及び半休業日)</p> <p>第4条 本所は次に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。 ~ (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p><u>4</u> 本所は、必要があると認めるときは、理事会の議を経て、臨時に営業日、休業日若しくは半休業日を定めることができる。</p> <p><u>5</u> (現行どおり)</p> <p>(立会の時間)</p> <p>第5条 午前に行う立会を前場、午後に行う立会を後場という。</p> <p>2 現物先物取引及び現金決済先物取引の立会は、毎営業日の午前9時から11時まで及び午後0時30分から<u>5</u>時30分までとし、上場商品構成物品(上場商品に含まれる物品をいう。以下同じ。)ごとに同時に期近限月から順次2分ごとに開始するものとする。ただし、納会日における後場の立会は午後0時32分からとする。</p> <p>3 オプション取引の立会は、毎営業日の午前9時15分から11時まで及び午後0時45分から<u>5</u>時30分までとし、期近限月から順次2分ごと</p>	<p>(営業日、休業日及び半休業日)</p> <p>第4条 本所は次に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。 ~ (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>3</u> <u>営業日の営業時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、半休業日においては、午前9時から正午までとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>半休業日の午後及び休業日においては、本所の市場における立会を行わない。</u></p> <p><u>5</u> 本所は、必要があると認めるときは、理事会の議を経て、臨時に営業日、休業日若しくは半休業日を定め、<u>又は営業時間を変更し、若しくはその営業の一部を休止することができる。</u></p> <p>6 前項の場合には、本所はあらかじめその旨を市場会員及び株式会社日本商品清算機構(以下「清算機構」という。)に通知するものとする。</p> <p>(立会の時間)</p> <p>第5条 午前に行う立会を前場、午後に行う立会を後場という。</p> <p>2 現物先物取引及び現金決済先物取引の立会は、毎営業日の午前9時から11時まで及び午後0時30分から<u>3</u>時30分までとし、上場商品構成物品(上場商品に含まれる物品をいう。以下同じ。)ごとに同時に期近限月から順次2分ごとに開始するものとする。ただし、納会日における後場の立会は午後0時32分からとする。</p> <p>3 オプション取引の立会は、毎営業日の午前9時15分から11時まで及び午後0時45分から<u>3</u>時30分までとし、期近限月から順次2分ごと</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>に開始するものとする。</p> <p>(売買注文の受付)</p> <p>第 16 条 システム売買による取引において、本所は、前場にあつては午前 8 時 30 分から 11 時まで、後場にあつては午後 0 時 10 分から 5 時 30 分までの間、会員端末から入力された市場会員の売買注文を受付けるものとし、本所が別に定める場合を除き、その受付順序に従って直ちにその内容を中央処理装置に登録するものとする。</p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p>(売買申告)</p> <p>第 33 条 市場会員は、売買申告開始指示により自己玉、会員委託玉及び非会員委託玉の別に、1 計算区域の現物先物取引及び現金決済先物取引の売買玉について、新規売付玉、新規買付玉、買戻玉及び転売玉に区分し、それぞれの数量を営業日においては午後 7 時、半休業日は午後 0 時 30 分、納会日の当月限については午前 11 時 50 分までに、会員端末装置により本所に売買申告しなければならない。ただし、会員端末装置の故障等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>2 市場会員は、売買申告開始指示により自己玉、会員委託玉及び非会員委託玉の別に、1 計算区域のオプション取引の売買玉について、新規売付玉、新規買付玉、買戻玉及び転売玉に区分し、それぞれの数量を営業日においては午後 6 時 20 分、半休業日は午後 11 時 50 分までに、会員端末装置により本所に売買申告しなければならない。ただし、会員端末装置の故障等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>3 第 61 条の規定により権利行使の割当てを受けた市場会員は、自己玉、会員委託玉及び非会員委託玉の別に、1 計算区域の権利行使の割当てによって成立した現物先物取引の売買玉について、新規売付玉、新規買付玉、買戻玉及び転売玉に区分し、それぞれの数量を営業日におい</p>	<p>に開始するものとする。</p> <p>(売買注文の受付)</p> <p>第 16 条 システム売買による取引において、本所は、前場にあつては午前 8 時 30 分から 11 時まで、後場にあつては午後 0 時 10 分から 3 時 30 分までの間、会員端末から入力された市場会員の売買注文を受付けるものとし、本所が別に定める場合を除き、その受付順序に従って直ちにその内容を中央処理装置に登録するものとする。</p> <p>2、3 (省 略)</p> <p>(売買申告)</p> <p>第 33 条 市場会員は、売買申告開始指示により自己玉、会員委託玉及び非会員委託玉の別に、1 計算区域の現物先物取引及び現金決済先物取引の売買玉について、新規売付玉、新規買付玉、買戻玉及び転売玉に区分し、それぞれの数量を営業日においては午後 5 時、半休業日は午後 0 時 30 分、納会日の当月限については午前 11 時 50 分までに、会員端末装置により本所に売買申告しなければならない。ただし、会員端末装置の故障等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>2 市場会員は、売買申告開始指示により自己玉、会員委託玉及び非会員委託玉の別に、1 計算区域のオプション取引の売買玉について、新規売付玉、新規買付玉、買戻玉及び転売玉に区分し、それぞれの数量を営業日においては午後 4 時 20 分、半休業日は午後 11 時 50 分までに、会員端末装置により本所に売買申告しなければならない。ただし、会員端末装置の故障等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>3 第 61 条の規定により権利行使の割当てを受けた市場会員は、自己玉、会員委託玉及び非会員委託玉の別に、1 計算区域の権利行使の割当てによって成立した現物先物取引の売買玉について、新規売付玉、新規買付玉、買戻玉及び転売玉に区分し、それぞれの数量を営業日におい</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>ては午後<u>7</u>時、半休業日は午後0時30分までに、会員端末装置により本所に売買申告しなければならない。ただし、会員端末装置の故障等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>4～8 (現行どおり)</p> <p>(権利行使の申告)</p> <p>第60条 市場会員は、権利行使を行う場合には、権利行使を行う日(以下「権利行使日」という。)に有する買建玉につき、権利行使に係る数量を営業日においては午後<u>6</u>時、半休業日においては午前11時30分までに、会員端末装置により本所に申告するものとする。ただし、会員端末装置の故障等、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>平成19年9月19日開催の理事会で議決された第4条(営業日、休業日及び半休業日)、第5条(立会の時間)、第16条(売買注文の受付)、第33条(売買申告)及び第60条(権利行使の申告)の変更規定は、経済産業大臣の認可の日(平成19年10月1日)から施行し、平成20年1月7日から実施する。</u></p>	<p>ては午後<u>5</u>時、半休業日は午後0時30分までに、会員端末装置により本所に売買申告しなければならない。ただし、会員端末装置の故障等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>4～8 (省略)</p> <p>(権利行使の申告)</p> <p>第60条 市場会員は、権利行使を行う場合には、権利行使を行う日(以下「権利行使日」という。)に有する買建玉につき、権利行使に係る数量を営業日においては午後<u>4</u>時、半休業日においては午前11時30分までに、会員端末装置により本所に申告するものとする。ただし、会員端末装置の故障等、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>(新設)</p>